

受け取る年金額を少しでも増やせる制度 付加年金をご存知ですか?

毎月の保険料(15,040円)に付加保険料(400円)を上乗せして納めると、将来受給する年金額に付加年金が毎年加算されます。

$$\text{受給額} = \text{老齢基礎年金額} + (200\text{円} \times \text{付加保険料納付月数})$$

〈例〉50歳から60歳まで付加保険料を納付すると
10年間(120月)で納付する額……400円×120月=48,000円

1年間で受け取る付加年金……200円×120月=24,000円
(付加保険料納付月数)

※ 付加年金は、受給する年金額に毎年加算されます。

大変お得です!



ただし、次に該当する方は付加保険料を納付することができません。

- ① 現在、国民年金基金に加入している方
- ② 現在、保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予を受けている方
- ③ 現在、第2号、第3号被保険者の方

市民課年金係 ☎893-4411 内線114・117

12月25日(水)は固定資産税第3期の納期限です。

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	7月1日	5月31日
第2期		7月31日	9月2日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

11月・12月は徴収強化月間



～納税に困っている方は、早めにご相談を～
失業などのやむを得ない事情や、本人や家族の病気などにより納付が困難な方は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

11月7日(木)、サンエー具志川メインシティーにて徴収強化月間開始式を行いました。
中部地区の市町村長らがチラシを配布し、徴収強化月間のPRを図りました。

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～255

所得税・贈与税の申告はe-TAX(イータックス)をご利用ください



[e-TAX(イータックス)ご利用のメリット]

- 国税庁ホームページから電子申告
- 還付がスピーディー
- 添付書類を提出省略
- 24時間いつでも利用可能

※ご利用の際は、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入などの事前準備が必要です。

e-TAX(イータックス)に関する詳しい情報はホームページ
(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)でご確認ください。

イータックス

検索

問合せ: 沖縄税務署 ☎938-0031